

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年7月20日開催 日本証券業協会]

1. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めて願います。

2. 今事務年度の証券モニタリング全般について

- 昨年来、好調な市況等を背景に、営業損益や預り資産残高は全般的に順調に推移している。こうした比較的順調な状況においてこそ、構造的な経営課題を今一度直視し、中長期の目線で経営戦略を問い直し実行に移していく必要がある。証券業界全体として、顧客層の裾野拡大やデジタル化の進展への対応、SDGsへの取組みなど、様々な課題に直面している。どうしたら顧客のニーズを的確にとらえ、信認を得つつ持続的に発展していくことが出来るのか、各社において、真摯に検討いただきたい。
- そうした中で、今事務年度も、証券会社とは、引き続き深度ある対話を行いたい。その上で、本事務年度の全体的な方向性もお話する。
- 従前より、証券会社には「金融仲介機能を発揮して、日本の企業や家計をしっかりと支えていただきたい」と申し上げてきており、今事務年度もそれは変わらない。家計の資産形成における証券会社の役割は一層増大している。証券会社においては、プリンシプルベース・ルールベースの双方向から、顧客本位の業務運営を引き続き推進いただきたい。

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済・日本企業の成長・発展に対し、大きな影響を及ぼしている。今後は、企業において、足元の運転資金だけでなく、コロナ後を見据えた設備資金等のニーズが増加していくことが想定され、市場を通じた金融仲介機能の発揮はより重要性を増してくる。ポストコロナの経済発展を支えることができるよう、企業の様々な財務状況に応じた的確な資金調達の支援に引き続き取り組んでいただきたい。
- 今般の新しい生活様式の定着を受け、オンライン取引を行う証券会社の利用拡大やデジタル技術を活用したサービスの提供も広がりつつある動向を踏まえ、営業や業務運営が変化する中で、法令遵守や投資家保護が損なわれることのないよう万全を期していただきたい。
- ネット系証券におかれては、不正アクセス事案や大規模な個人情報漏洩、不正出金事案も複数見られている。協会としても重大な問題と受け止め、昨事務年度においては貴協会を中心としてガイドラインを策定いただくなど、対策に取り組んでいただいているが、ネット系証券以外の証券会社も含め、引き続き、顧客情報の安全管理、サイバーセキュリティの強化に向けて不断の見直しをお願いする。
- 海外ビジネスの拡大がみられる社においては、グローバルガバナンスやリスク管理の重要性が増している。昨事務年度は、複数の大手金融機関において、海外の特定取引先との取引に起因し、多額の損失が生じた事例では、経営陣がリスクの所在を把握できておらず、態勢構築や関与が不十分である実態が認められた。海外におけるビジネスにおいては、グループ全体のリスク管理がしっかり実施されるよう努めていただきたい。当庁としても、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを続ける。
- 以上、申し上げたことを含め、本事務年度においても、各社のビジネスの規模・特性や具体的な取組等を踏まえつつ、証券会社が市場のゲートキーパーとしての役割を果たすとともに、国民の資産形成に貢献し、金融仲介機能を最大限発揮できるよう深度のある対話を継続する。

3. 金融庁の監督等行政の英語化の推進

- 国際金融センターの実現に向けた取組について、6月18日に閣議決定さ

れた成長戦略では、「海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革・・・に取り組む」、「新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応・・・に向けた環境整備を行う」とされている。

- 金融庁としては、より国際的にも魅力ある資本市場への改革を実現するため、上記施策にかかる具体的な取り組み内容を検討していく中で、課題認識や考え方を貴協会とも幅広く共有し、緊密に連携していくことが重要と認識。今後、様々な意見交換を行い、国際金融センター実現に向けた取り組みを更に推進したい。

4. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取り組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、6月23日、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取り組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取り組みを進めていただくよう、よろしくお願ひしたい。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- FATF による第4次対日相互審査について、本年8月に報告書が公表される見込みである。審査団による指摘は、5年間のフォローアップの中で官民が連携して対応していく必要があるということであり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与体制の高度化への取組みに協力いただきたい。

6. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、当庁の顧客本位定着の一層の推進に向けた取組みを取りまとめ、6月30日に「顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③当庁による「見える化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

7. LIBOR の公表停止に向けた対応について

- LIBOR については、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021年12月末に公表が停止されることが確定している。12月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。
- 円 LIBOR からの秩序ある移行を進めるためには、円 LIBOR 参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関における LIBOR からの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

8. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、昨年12月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、6月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG関連債に関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現」を目指すこと等が盛り込まれている。
- 証券会社は、有価証券の引受・販売を通じて発行体・投資家の双方と関わる立場であり、それぞれの企業や投資商品等が脱炭素を含む環境・社会の課題解決等にどの程度関わるか、よく見ていただきながら、顧客に適切に情報等を伝えていただくことが健全な市場機能発揮の観点からも重要。
- 金融庁として、報告書等に基づき更なる施策の具体化を検討していくので、引き続き協力をお願いしたい。

9. 資産運用の高度化について

- 国民の資産の増大のため、資産運用会社だけでなく、販売会社なども含めた「インベストメントチェーン」全体の高度化が必須。
 - ⇒ 「インベストメントチェーン」全体の高度化のための課題や対応策を整理し、今後の対話の方向性を明らかにした「資産運用業高度化プログレスレポート2021」を昨年に続き、6月25日に公表。
- レポートでは、以下について紹介。
 - ・ 資産運用会社の顧客利益の観点からの高度化に向けた取組み
 - ・ 公募投信、私募投信、ファンドラップについて、パフォーマンスやコストの「見える化」
 - ・ サステナブルファイナンス有識者会議でも提言のあった、いわゆる「ESG投信」のあり方についての情報開示の課題等

- 金融グループ親会社は、資産運用子会社の独立性を確保するとともに、グループ内連携や機能集約にリーダーシップを発揮することにより、運用ノウハウの活用や業務の効率化を実現し、グループの運用力強化に繋げることが期待される。

10. 金融所得課税の一体化について

- デリバティブ取引を含む金融所得課税の更なる一体化については、令和3年度与党税制改正大綱にて、「租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する」との記載が盛り込まれた。
- これを受け、本年5月に有識者による「金融所得課税の一体化に関する研究会」を立ち上げて本件についてご議論いただき、7月7日、その結果を論点整理としてとりまとめ、公表したところ。
- 本論点整理では、損益通算の対象や租税回避防止策に係る議論がなされたが、特に、特定口座の利用可能性については、多くの有識者から是非とも検討を進めてほしいとの意見が出されたところであり、今後は、貴協会を中心として更なる検討がなされることを期待。
- いずれにせよ、具体的な要望内容については、論点整理の内容を踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、例年8月末の要望提出に向けて検討してまいりたい。

11. G20の動向について

- 国際動向について、申し上げたい。7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、久々に対面でG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBORからの移行、について紹介したい。
- まず気候変動に関しては、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表されたG20財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と歓迎が示されている。

- FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、
 - 一つ目として、気候関連開示の推進に向けた報告書であり、これは TCFD 提言を基礎として、グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指している、
 - 二つ目として、金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、
 - 三つ目として、今申し上げた情報開示、データに加え、脆弱性分析、規制監督上のアプローチの 4 つの分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関する FSB や基準設定主体等の取組みを整理したロードマップ、
について取りまとめている。
- この他、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年 10 月の G20 に提出すべく取組みを進めている。
- 次の論点として、FSB から G20 へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファの機能やノンバンク金融仲介（NBFII）については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSB は 10 月に最終報告書を取りまとめることが予定されている。
- 最後に、今回の G20 でも、本年末までの LIBOR から代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSB からは LIBOR 移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう求めている。引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。

12. NBFII 関連の議論の直近の動向について

- 6 月も紹介した MMF の強靱性を向上させる政策オプションについての市中協議文書が 6 月 30 日、FSB から公表された。市中協議文書においては、

MMF の形態・機能・役割や、2020 年 3 月の混乱等を踏まえた MMF の脆弱性、MMF の強靭性を向上させる政策オプションとその評価、リスクのモニタリングや短期金融市場に関する補足的措置、及び、政策オプションを選択する際に考慮する事項等が記載されている。内容を検討の上、意見とその根拠としての背景・事実や考え方の提供をお願いしたい。

- また、MMF に関する作業以外にも、コロナ禍のファンドの流動性を分析するプロジェクト、コロナ禍の証拠金とマージンコールに関する状況を分析するためのプロジェクトや、コロナ禍における社債の流通市場の流動性と市場構造について、データに基づいて分析するプロジェクトなど、幅広いトピックの議論が進められており、いずれも本年後半に報告書を取りまとめる予定。金融庁としては、今後もこうした意見交換会の場などを利用して議論の動向を紹介するとともに、業界との意見交換等を通じながら、引き続き、国際的な議論に積極的に参画していく。

13. サステナブルファイナンスに関する IOSCO 報告書の公表について

- 証券監督当局の国際的な集まりである IOSCO（証券監督者国際機構）では、サステナブルファイナンスへの取組みを強化すべく、2020 年 6 月にサステナブルファイナンスタスクフォースを設置している。同タスクフォースは 3 つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、アセットマネジャーのサステナビリティ開示、ESG 格付け及びデータ提供者）から構成されており、当庁の池田 CSF0 が第 3 作業部会（ESG 格付け及びデータ提供者）の共同リーダーを務めている。
- 同タスクフォースでの議論を踏まえ、本年 6 月 28 日、第 1 作業部会の報告書「企業のサステナビリティ開示に関する最終報告書」が公表された。また、6 月 30 日には、第 2 作業部会（アセットマネジャーのサステナビリティ開示）の市中協議文書が公表された。近日中には、第 3 作業部会（ESG 格付け及びデータ提供者）の市中協議文書が公表される予定。これらの報告書については、IOSCO ホームページで紹介しているので、ご一読いただきたい。

(注) 第3作業部会 (ESG 格付け及びデータ提供者) の市中協議文書は令和3年7月26日に公表された。

- 特に、第1作業部会の「企業のサステナビリティ開示に関する最終報告書」では、企業のサステナビリティ報告に関するグローバルな一貫性、比較可能性、信頼性の向上に向けて、本年11月までに新たな基準設定主体 (ISSB) の設立を目指す IFRS 財団との連携を前面に掲げ、IFRS 財団によるサステナビリティ報告基準の策定に関する IOSCO のビジョンを示している。
- こうしたサステナビリティ報告基準をめぐる国際的な議論に日本としても積極的に参加していくことが重要と考えており、引き続き、連携させていただければ幸い。

14. IOSCO における最近の市場関連トピックについて

- IOSCO では、最近のソーシャルメディアを通じた新たなリテール投資形態や、SPAC に関して議論を行っているところ。
- これらの論点に関して今後も IOSCO メンバー内で情報交換を行っていくこととなった。
- 金融庁としても、国際的な議論の場に積極的に参加し、引き続きこれらのトピックについての国際的な動向をよく注視していく必要があると考えているので、密接に意見交換・情報交換を行っていければ幸いである。

(以上)